

令和2年5月1日

保護者様

県立船橋芝山高等学校
校長 豊城 勲

緊急事態宣言に係る5月11日（月）以降の県立学校の対応について

新型コロナウイルス感染症の予防として5月7日（木）及び8日（金）を臨時休校とし、11日（月）以降は緊急事態宣言に係る今後の国及び県の判断を踏まえて改めて決定することとしておりました。

本日、県教育長からの指示により、今後の対応について下記のとおりとします。

記

5月11日（月）以降を臨時休校とし、その期間は5月31日（日）までとする。

ただし、国の緊急事態宣言が6月以降も含む場合は、その期間も含める。
なお、臨時休校の期間等については、今後の感染の状況等によって変更する
場合がある。

県立船橋芝山高等学校

教頭 小島・小宮 047-463-5331